

# 保育現場における児童虐待対応に関する研究

灰谷 和代\*

A Study on Child Abuse Correspondence in the Nursery Facilities

Kazuyo HAITANI

キーワード：保育現場・児童虐待対応・研究

Nursery Facilities, Child Abuse Correspondence, A Study

## 1. 研究の背景と目的

厚生労働省の報告<sup>1)</sup>によると、2015（平成27）年度に、児童相談所の児童虐待相談の対応件数は、103,286件である。また、被虐待児の割合は、乳幼児（0歳～学齢前）が全体の4割以上を占め、加害者は、実父母が、全体の8割以上を占めている状態が続いている。そのため、保育所をはじめとする保育現場では、日々、乳幼児期の子どもとその保護者と接する機会が多いことから、子ども自身や子どもの家庭の異変に気づくことが多い。また、保育者は保護者からの相談を受ける身近な存在にあるため、児童虐待対応の観点からも、保育現場は期待されてきた。本論では、日本において、保育施策と児童虐待対応策および先行研究が、どのように展開されてきたかを探ることを目的とする。

## 2. 研究方法

日本における「保育施策」と「児童虐待対応」の経緯をまとめた後、国立情報学研究所の「CiNii Articles (<http://ci.nii.ac.jp>)」を用いて、「児童虐待対応」と「保

育現場」等のキーワード検索を行い、本研究に関わる文献<sup>2)</sup>を抽出して、本研究に関連した研究のおよその傾向を確認する。そして、およそ5年ごとの先行研究（抽出した論文や著書等）の内容や特徴を整理し、先にまとめた「経緯」と照らし合わせて、5年ごとの保育現場における児童虐待対応に関する施策と先行研究の特徴を明らかにする。

## 3. 保育施策と児童虐待対応の経緯

戦前・戦後から今日まで、日本では、様々な保育・子育て支援と児童福祉・児童虐待防止対策の施策が展開されてきた。保育現場の誕生とされる、1876（明治9）年の東京女子師範学校附属幼稚園、1890（明治23）年の赤沢鍾美夫妻が託児所を開設した頃から現在に至るまでの児童家庭福祉、児童虐待対応、保育・子育て支援の関連施策の経緯を、関連施策年表としてまとめた。（表1）また、以下の（1）～（2）において、特に、表1の中から「保育施策」と「児童虐待対応」の経緯についての概要をまとめた。

\* 愛知県立大学人間発達学研究科博士後期課程在籍

表 1 児童家庭福祉と児童虐待対応、保育・子育て支援の関連施策年表

(児童家庭福祉)	(児童虐待対応)	(保育・子育て支援)
1876		・東京女子師範学校付属幼稚園
1890		・新潟静修学校(赤沢鍾美)
1899		・幼稚園保育及設備規程(文部省)
1900		・二葉幼稚園(野口幽香)
1909	○児童虐待防止協会	・幼稚園令の発令
1926		・幼稚園令施行規則の公布 (遊戯・唱歌・観察・談話・手技等の5項目の表示)
1933	○児童虐待防止法	・教育基本法の制定
1947	○児童虐待防止協会・児童虐待防止法廃止	・保育要領(幼児教育の手引き)
1948	・少年法の制定	・保育所運営要領(保育所独自の参考書)
1951	・児童憲章	・保育指針(児童福祉施設全体の指針)
1952		・幼稚園教育要領(幼稚園の教育課程の基準)
1956		(6領域:健康・社会・自然・言語・音楽リズム・絵画制作)
1959	・児童権利宣言(国連)	・幼稚園教育要領(第1次改訂)告示化
1961	・児童扶養手当法制定	・保育所保育指針の制定
1964	・母子福祉法制定 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律制定	・延長・夜間保育の実施
1965	・母子保健法制定	・幼稚園教育要領(第2次改訂)
1971	・児童手当法制定	6領域から5領域へ
1981	・児童福祉法改正 ・母子福祉法改正(母子及び寡婦福祉法に改称)	(5領域:健康・人間関係・環境・言葉・表現)
1989	・児童の権利に関する条約(国連)	・保育所保育指針(第1次改定)
1990	1.57 ショック	
1991	・育児休業法制定	◇エンゼルプランの策定
1994	・児童の権利に関する条約の批准	・待機児童数の発表を開始
1995	・育児休業法改正(介護休業制度創設, 育児・介護休業法に改称)	・幼稚園教育要領(第3次改訂)
1997	・児童福祉法改正(保育制度改革)	○子ども虐待対応手引き(厚生労働省) ⇒ 2013年最新版
1999		・保育所保育指針(第2次改定)
	・児童買春・児童ポルノ防止法の制定	・「保母」から「保育士」へ改称
		・保育サポーター(21世紀職業財団)
2000	・児童手当法改正(3歳以上義務教育就学前の特例給付創設)	◇新エンゼルプランの策定
	児童虐待の防止に関する法律(児童虐待防止法)の制定	
2001		保育士資格の法定化(国家資格化)
	・育児・介護休業法改正(時間外労働の制限等)	・待機児童問題の定義を変更
	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の制定	◇少子化対策プラスワンの策定
2002		
2003	・少子化社会対策基本法制定	・地域子育て支援拠点事業
	・次世代育成支援対策推進法制定	・家庭的保育事業
	・児童福祉法改正(子育て支援事業の法定化)	・ファミリーサポートセンター
	・母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法制定	○児童虐待防止法改正(定義規定の見直し, 国等の責務見直し等)
2004	・児童福祉法の改正(児童相談に関する体制の充実)	◇子ども・子育て応援プランの策定
	・児童手当法改正(小学校3年生修了前まで延長)	・認定こども園法制定(認定こども園の創設)
	・育児・介護休業法改正(休業の対象労働者の拡大等)	
	・発達障害者支援法	
2005		
2006	・児童手当法改正(小学校修了時まで延長)	
2007	・児童手当法改正(手当額の引き上げ)	○児童虐待防止法改正(児童の安全確保等のための立ち入り調査等の強化)
2008	・児童福祉法改正(子育て支援の充実, 里親制度の見直し等)	・幼稚園教育要領(第4次改訂)
		・保育所保育指針(第3次改定)
2009	・育児・介護休業法の改正(短時間勤務制度の義務化等)	◇子ども・子育てビジョン
2010	・子ども手当創設	・「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」決定
	・児童扶養手当法改正(児童扶養手当の支給対象に父子家庭を追加)	
2012	・児童手当法改正(子ども手当の廃止と児童手当の復活)	子ども・子育て支援法制定
2013	・子ども・子育て会議の設置	・子ども・子育て新システム
	・待機児童解消加速化プランの制定	・保育教諭
	・子どもの貧困対策の推進に関する法律制定	・子育て支援員
	・いじめ防止対策推進法の制定	
2014	・次世代育成支援対策法改正(期限立法の期間延長)	・幼保連携型認定こども園教育・保育要領
	・児童福祉法改正(小児慢性特定疾患の医療費助成法定化等)	
	・DV防止法の改正	
	・母子及び寡婦福祉法改正(父子家庭を含むひとり親家庭への支援施策強化, 母子及び父子並びに寡婦福祉法に改称)	
2016	・児童扶養手当改正(手当の引き上げ)	
	・児童福祉法の改正(原理の明確化・児童相談所の強化等)	
	○児童虐待防止法改正(親子関係再構築支援等)	
	・母子保健法改正(子育て世代包括支援センターの設置)	

社会福祉の動向 2017(中央法規)の参考資料年表を基に筆者作成

(1) 「保育施策」の経緯

日本における最初の「保育現場」としては、1876（明治9）年に、創設された東京女子師範学校付属幼稚園、1890（明治23）年に、赤沢鍾美夫妻が私塾である新潟静修学校内に開設した託児所がある。前者の対象は、3歳から6歳の上流階級家庭の一部の子どもに限定され、フレーベルの恩物を使った保育が展開された。後者は、私塾に通う子どもたちの幼いきょうだいを預かり楽しく遊ばせることが中心の保育だった。このふたつの「保育現場」は、長い間、別々の歴史をたどる。その後、文部省・厚生省（1963）は、協働通達「幼稚園と保育所の関係について」を発信、「保育所における3歳以上の教育については幼稚園教育要領に準ずる」と示した。時代の変化と共に幼稚園と保育所との役割や機能の違いが不明瞭となっていく、幼稚園と保育所を制度的に一元化しよ

うとする「幼保一元化」の動きが生じる。その後、1996年「地方分権推進委員会」の第一次勧告において、幼保の連携強化等が示され、文部省・厚生省（1998）は「幼稚園と保育所の施設の共有化等の指針について」を通知、幼稚園と保育所の施設や設備の共用化が可能となった。文部科学省・厚生労働省（2004）は「就学前の教育・保育を一体化として据えた一貫した総合施設について」（審議まとめ）を発表し「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定され2004年10月から「認定こども園」制度がスタートした。2012年「子ども・子育て新システム検討会議」では、幼保一体化を目指した「認定こども園」の設置、子ども・子育て支援法などを取りまとめ、2012（平成24）年に、子ども・子育て関連3法が成立し、2015（平成27）年から「子ども・子育て新保育制度」がスタートした。（表2参照）2016（平成28）年現在、保育所等（幼保連携型

表2 保育所・幼稚園・幼保連携認定こども園の概要

	保育所	幼稚園	幼保連携型認定こども園
所管	厚生労働省	文部科学省	内閣府（文部科学省・厚生労働省）
根拠法	児童福祉法	学校教育法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（通称：認定こども園法）
法的性格	児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設	学校教育法第1条に基づく学校	学校基本法第6条に基づく学校および児童福祉法第7条に基づく児童福祉法
目的	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。（児童福祉法第39条）	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。（学校教育法第22条）	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健全な成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。（認定こども園法第2条7） 義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の幼児に対する教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。）及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健全な成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設とする。（児童福祉法第39条の2）
対象	2号・3号認定	1号認定	1～3号認定
職員の資格	保育士	幼稚園教諭	保育教諭（保育士・幼稚園教諭）
保育・教育の基準	保育所保育指針	幼稚園教育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領

（支援認定）1号認定：満3歳以上の修学前の子ども（2号を除く）  
 2号認定：満3歳以上で保育を必要とする子ども  
 3号認定：満3歳未満で保育を必要とする子ども

各法律・各省のHPを参照して筆者作成

認定こども園、保育所型認定こども園および保育所を含む)は26,265施設<sup>3)</sup>、幼稚園は11,252園<sup>4)</sup>が設置されている。

1997年(平成9年)の児童福祉法の改正によって、保育所に「相談・助言機能」が組み込まれ、1999年(平成11年)の保育所保育指針からは、「保育所における子育て支援」が明記された。2001年(平成13年)には、保育士の法定化(国家資格化)をはじめ、その後も、保育士養成カリキュラムに「保育相談支援」「相談援助」「家庭支援論」の科目の導入、通所(園)児童のみならず、地域の子どもも含めた子ども自身や保護者への支援、ソーシャルワークの視点が、保育現場に求められてきた。

2017(平成29)年告示された「保育所保育指針」および「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の第4章 保護者支援、(3)不適切な養育等が疑われる家庭への支援、イにおいて、「保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること」が示されている。これは、改定(改訂)前、2008年(平成20年)の「保育所保育指針」および「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」にすでに明示されている。幼稚園教育要領においては、示されていない。

## (2) 「児童虐待対応」の経緯

日本における児童虐待対応の施策としては、1909(明治42)年に「児童虐待防止協会」が設立され、児童の保護が開始されている。また、1933(昭和8)年には、旧法である「児童虐待防止法(以後、旧児童虐待防止法、とする)」が制定され、旧児童虐待防止法では、14歳未満の児童を対象とし、現行の「措置」等に該当する内容が示されていた。1947(昭和22)年、児童福祉法の制定により、旧児童虐待防止法は廃止された。その後、2000(平成12)年に児童虐待防止法が制定されるまでは、児童福祉法に則って「立ち入り調査」や「一時保護」等の児童虐待の対応が実施されてきた。児童虐待防止法の制定により、4つの児童虐待(身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト・性的虐待)の定義や児童相談所と警察との

連携等が明示された。2004(平成16)年の改正(定義の見直し・通告義務の範囲の拡大・市町村の役割の明確化)をはじめ、以後、児童福祉法の改正と共に幾度か改正され児童虐待防止対策が実施されてきた。(表3参照)児童虐待防止法の中で、保育現場と関連のあるものとしては、第5条の児童虐待の早期発見の努力義務、第6条の虐待(疑いを含む)発見者の通告義務、があるのと、2016年の児童福祉法の改正により、第21条の10の5において、「要支援児童等と思われる者を把握した時は、当該者の情報をその市町村に提供するように努めなければならない」と福祉又は教育に職務する従業者(保育士・幼稚園教諭・保育教諭を含む)の役割が新設されている。

## 4. 先行研究の検索結果

「CiNii Articles」による文献検索の結果、「児童虐待」と「保育」の組み合わせの検索では134本、「児童虐待」と「保育現場」の組み合わせでは5本、「児童虐待」と「幼稚園」の組み合わせでは19本、「児童虐待」と「こども園」0本、「児童虐待対応」のみの検索では71本の文献が検索された。(最終閲覧2017.9.30)このうち、本研究に関連する文献49本(表4)を選択した。なお、今回の「CiNii Articles」による文献検索結果では、1996年以前の文献は検索結果として検出されなかった。

文献の全体的な傾向として、①「人」としての研究対象は、保育士が12本、保育者養成校の学生が6本、保育者が5本、保護者と幼稚園教諭が各2本ずつであり、②「場」としての研究対象は、「保育所」が19本、「保育現場」3本、「幼稚園」2本であった。また、研究テーマに使用されていたキーワードとしては、「意識」が8本、「実態」が7本、「役割」と「ツール」が各5本、「協働」が3本、「ネットワーク」「コラボレーション」が各2本ずつで、「連携」「研修」が各1本ずつであった。

以下(1)~(5)、49本の文献を中心に、およそ5年ごとに、本研究に関連していた研究内容や特徴をまとめ、年代ごとに出版された保育現場における児童虐待対応に関連する書籍や国の報告、年代ごとの保育および児童虐待施策の背景と照らし合わせた。

表3 児童虐待対応の法的経緯

児童福祉法による要保護児童対策としての対応	
平成12年 (2000年)	<p><u>児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の成立（平成12年11月施行）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童虐待の定義（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）</li> <li>○住民の通告義務 等</li> </ul>
↓	↓
平成16年 (2004年)	<p><u>児童虐待防止法・児童福祉法の改正（平成16年10月以降順次施行）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童虐待の定義の見直し（同居人による虐待を放置すること等も対象）</li> <li>○通告義務の範囲の拡大（虐待を受けたと思われる場合も対象）</li> <li>○市町村の役割の明確化（相談対応を明確化し虐待通告先に追加）</li> <li>○要保護児童対策協議会の法定化 等</li> </ul>
↓	↓
平成19年 (2007年)	<p><u>児童虐待防止法・児童福祉法の改正（平成20年4月施行）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童の安全確認等のための立入調査等の強化</li> <li>○保護者に対する面会・通信等の制限の強化</li> <li>○保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 等</li> </ul>
↓	↓
平成20年 (2008年)	<p><u>児童福祉法の改正（一部を除き21年4月施行）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>○養育支援訪問等子育て支援事業の法定化及び努力義務化</li> <li>○要保護児童対策地域協議会の機能強化</li> <li>○里親制度の改正等家庭的養護の拡充 等</li> </ul>
↓	↓
平成23年 (2011年)	<p><u>児童福祉法の改正（一部を除き平成24年4月施行）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○親権停止および管理権喪失の審判等について、児童相談所長の請求権付与</li> <li>○施設長が、児童の看護等に関し、その福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等はその措置を不当に妨げてはならないことを規定</li> <li>○里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合の児童相談所長の親権代行を規定 等</li> </ul>
↓	↓
平成28年 (2016年)	<p><u>児童福祉法・虐待防止法等の改正（一部を除き平成29年4月施行）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童福祉法の理念の明確化</li> <li>○母子健康包括支援センターの全国展開</li> <li>○市町村及び児童相談所の体制の強化</li> <li>○里親委託の推進 等</li> </ul>

厚生労働省 HP 資料「児童虐待防止対策について」を基に筆者作成

### (1) 1995（平成7）～2000（平成12）年

1995年～2000年の間、本論で抽出できた文献は5本である。児童虐待防止法の制定直前、2001年の保育士資格法定化前の文献となる。保育者の認識や保育所の役割といった内容が主である。秋山ら（1997）は、保育者の認識について調査しており、被虐待児を発見するための方法と通告義務の徹底を図ること、児童虐待児を救うだけでなく、多様な問題を抱えた上に支援を向ける橋渡しの役割を果たしていることを、保育者に対して、積極

的に伝えていく必要があるとしている。また、和知（1998）は、保育所での児童虐待事例を用いて報告している。被虐待児の保育所入所は有効であるものの、当時、保育所入所は、福祉事務所長の権限が強く、保育所入所基準に該当せず、当該児童を保育できない状況があることを課題としている。和知（2000）は、ネグレクトケースについても、保育所入所による対応だけではなく、地域の関係機関の連携、見守りの必要性を述べている。1997年、奥山・浅井による『保育者・教師のための虐待防止マニュアル』（ひとなる書房）が出版されており、また、1999

表4 「保育」と「児童虐待」の関連論文

発表年	文献題目	著者	雑誌名	ページ
1 1996	保育に携わる者の児童虐待に対する認識—幼稚園教諭および保育者を対象にした調査の結果をもとに—	望月 珠美, 高玉 和子	障害理解研究 (1)	45-50
2 1997	児童虐待に関する保育者の認識: 幼稚園教諭および保育者を対象にした調査の結果をもとに	秋山 泰子, 金子 さつき 高玉 和子, 望月 珠美 徳田 克己, 横山 範子	日本保育学会大会研究論文集 (50)	980-981
3 1998	児童虐待についての保育所の役割: その現状と課題	和知 富士子	日本保育学会大会研究論文集 (51)	494-495
4 2000	児童虐待についての保育所の役割: ネグレクト・ケースを通して	和知 富士子	日本保育学会大会研究論文集 (53)	650-651
5 2000	児童虐待の防止等に関する法律と保育所の役割	中山 正雄	保育情報 284	2-8
6 2001	児童虐待についての保育所の役割 (3): 発見から関係機関との連携	和知 富士子	日本保育学会大会研究論文集 (54)	200-201
7 2001	児童虐待を防止するための機関としての保育所の可能性についての検討	あべまつ もとい	日本保育学会大会研究論文集 (54)	204-205
8 2001	児童虐待における保育所(園)の役割と関係機関のネットワーク	下泉 秀夫	子どもの虐待とネグレクト 3(2)	282-293
9 2002	保育現場での児童虐待への援助に関する一考察	山崎 篤子	武庫川女子大学発達臨床心理学研究所紀要 (4)	345-354
10 2003	子どもの虐待防止に関する保育者の意識	金山 美和子	上田女子短期大学紀要 26	33-41
11 2003	保育者養成における児童虐待の意識調査	鑑 さやか	日本保育学会大会発表論文集 (56)	106-107
12 2003	看護職・保育職が関わった子ども虐待ケースと援助の特徴	林 有香, 石川 紀子 伊庭 久江, 中村 伸枝 小宮 久子, 丸 光恵 内田 雅代	小児保健研究 62 (1),	65-72
13 2003	保育所におけるリスクアセスメント指標利用の意義—地域の児童虐待防止ネットワーク・在宅アセスメントの発展にむけて	加藤 曜子	流通科学大学論集 人間・社会・自然編 15 (3),	33-43
14 2004	保育現場での児童虐待の実態	中添 和代, 竹内 美由紀 大池 明枝	香川県立保健医療大学紀要 1	153-158
15 2004	児童虐待としつけに関する親の意識—保育園保護者への意識調査における自由記述回答の分析より	北川 歳昭	就実論叢 (34)	51-71
16 2004	広島における子どもの虐待の現状と防止に向けての今後の課題 (1) 広島県内保育所に対する「家庭における児童虐待に関する調査」(数量データを中心に)より	吉田 あけみ, 内海 佳余 蛭江 紀雄	広島文教女子大学紀要 39	87-100
17 2004	広島における子どもの虐待の現状と防止に向けての今後の課題 (2) 広島県内保育所に対する「家庭における児童虐待に関する調査」(記述データを中心に)より	内海 佳余, 吉田 あけみ 蛭江 紀雄	広島文教女子大学紀要 39	101-117
18 2005	保護者における児童虐待の認知の特徴と発達心理学的要因の検討	中嶋 みどり	発達心理学研究 16(1)	72-80
19 2005	児童虐待予防の取り組みと保育士養成の課題	桑名 恵子	甲子園短期大学紀要 23	107-117
20 2005	母親の子どもに対するマルトリートメントの構造的試み	唐 軼斐, 矢嶋 裕樹 桐野 匡史, 種子田 綾 中嶋 和夫	日本保健科学学会誌 7(4)	269-276
21 2005	青森県の保育園における児童虐待, 障害児保育および神経性習癖に関する実態調査	瀧澤 透	小児保健研究 64(6)	796-801
22 2005	幼稚園に子どもを通園させている母親の育児不安と児童虐待傾向	花田 裕子, 寺岡 征太郎 [他]	長崎大学医学部保健学科紀要 18(1)	5-8
23 2006	児童虐待の早期発見・予防に関する保育士の意識調査	東 俊一	日本教育心理学会総会発表論文集 48	25
24 2007	児童虐待対応を通して保育・教育現場に期待すること	堀内 香代子	尚網大学 次世代育成研究・見やらい 4	45-51
25 2008	子ども虐待防止にむけた保育所, 学校等の役割と課題	西原 尚之, 原田 直樹 山口 のり子, 張 世哲	福岡県立大学人間社会学部紀要 17 (1)	45-58
26 2009	新任保育士等の児童虐待や子育て相談との関わり—新任保育士等を対象にしたアンケート結果より	土井 正孝	東海大学短期大学紀要 (43)	37-40
27 2009	保育所の児童虐待対応における保護者への支援—保育指導の視点から(総特集 被虐待児へのケアと支援—看護師ができる/すべき/知っておくべきこと)—(他施設における虐待の理解)	橋本 真紀	小児看護 32 (5)	614-619
28 2010	保育士養成校学生を対象とした児童虐待対応包括プログラム(試作版2)の改定と実施後の評価	笠原 正洋	中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要 (42)	27-38
29 2010	児童虐待における幼児・小学生の現状と保育士・教員養成に求められるもの: 全国児童相談所児童虐待調査の結果から	片倉 昭子, 加藤 吉和	鎌倉女子大学学術研究所報 10	117-130
30 2010	保育所での児童虐待防止活動に関する保育士の自己効力感尺度作成の試み	笠原 正洋, 加藤 和生	子どもの虐待とネグレクト 12 (1)	131-139
31 2011	保育場面での児童虐待防止における協働の技量を育成する研修プログラムの検討(測定・評価, 臨床, 障害,)	笠原 正洋, 尾花 雄路	日本教育心理学会総会発表論文集 53	577

発表年	文献題目	著者	雑誌名	ページ	
32	2011	保育科に在籍する大学生と保育士・幼稚園教諭の児童虐待に対する意識の比較	堀内 ゆかり, 柴野 有紀 堀内 雅弘	北海道医療大学心理科学部研究紀要-(7)	35-42
33	2011	保育所保育士による児童虐待の発見と通告に関する実態調査	笠原 正洋, 加藤 和生	中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要 (43)	13-19
34	2011	保育所や幼稚園における児童虐待発見のためのチェックリストの作成	笠原 正洋	中村学園大学発達支援センター研究紀要(2)	13-24
35	2011	児童虐待ハイリスク事例に対する個別支援時の行政保健師による保育所保育士との連携内容	尾形 玲美, 有本 梓 村嶋 幸代	日本地域看護学会誌 14 (1)	20-29
36	2012	栃木県足利市の保育所における児童虐待への対応の現状と課題	平本 譲	足利短期大学研究紀要 32 (1)	33-37
37	2014	児童虐待事例の検証報告書からみた保育所等における児童虐待防止活動の協働上の課題	笠原 正洋	日本教育心理学会総会発表論文集 56	773
38	2014	養育者の育児不安および育児環境と虐待との関連：保育園における研究	望月 由紀子, 田中 笑子 篠原 亮次, 杉澤 悠圭 富崎 悦子, 渡辺 多恵子 徳竹 健太郎, 松本 美佐子 杉田 千尋, 安梅 勲江	日本公衆衛生雑誌 61 (6)	263-274
39	2014	児童虐待に関する保育所保育士および幼稚園教諭の認識	堀 真衣子, 西館 有沙	とやま発達福祉学年報 5	25-30
40	2015	保育所での児童虐待防止活動に関する保育士の自己効力感の規定因	笠原 正洋	中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要 (47)	13-23
41	2015	保育所に勤務する保育士の児童虐待防止に関する対応行動評価尺度作成の試み	笠原 正洋	中村学園大学発達支援センター研究紀要(6)	1-11
42	2015	保育者を志望する学生の児童虐待防止に関する意識調査：卒業研究をとおして	寅屋 壽廣	大阪青山大学短期大学部研究紀要 (37)	21-30
43	2015	児童虐待予防に関する保育士への意識調査	中津 郁子	鳴門教育大学研究紀要 30	33-40
44	2016	保育所における箱庭あそびの実践：児童虐待予防の観点から保育所とのコラボレーション	西森 啓祐, 中津 郁子	鳴門生徒指導研究 (26)	84-94,
45	2016	保育所において関係機関と協働して対応した児童虐待事例の協働の評価に関する質的検討	笠原 正洋	中村学園大学発達支援センター研究紀要(7)	9-13
46	2016	教職員・保育者を対象とした児童虐待防止マニュアルの内容分析と課題	安河内 美樹, 笠原 正洋	中村学園大学発達支援センター研究紀要(7)	57-59
47	2016	保育学を学ぶ学生の児童虐待防止教育の課題 他学科の学生との比較を通して	草野 知美	子どもと女性の虐待看護学研究 3 (1)	20-29
48	2017	こども虐待防止のための保育園の役割	鍋木 陽一	横浜女子短期大学研究紀要 (32)	203-207
49	2017	保育所保育士のための児童虐待防止活動に関するチェックリスト方式のワークシートの作成	笠原 正洋	中村学園大学発達支援センター研究紀要(8)	19-29

※表の一覧にある文献については、原則、注釈や参考文献として巻末に示さない。

年には、保育現場に限定されたものではないが、子ども児童虐待対応手引きが厚生労働省から発行されていることから、虐待発見後の初期対応、保護者支援、各関係機関の説明、援助方法が記されていることから、この年代から、すでに、保育現場における児童虐待対応についての現状と課題に着目し、対応マニュアル等、対応システムの整備がすすめられていることが窺われる。

## (2) 2001 (平成 13) ～ 2005 (平成 17) 年

2001年～2005年の間、本論で抽出できた文献は15本である。保育現場における児童虐待対応に関する実態調査や保育者に対する意識調査が目立つ。2001年、保育士資格が法定化され、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、DV防止法とする）が制定された。2003年の児童福祉法の改正では、子育て支

援事業が法定化された。2004年の児童虐待防止法の改正により「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」を発見した者に通告義務があるとなり、通告義務の対象範囲が拡大した。DV防止法の制定を受け、児童の目の前でDV（ドメスティックバイオレンス）が行われること、いわゆる「面前DV」も心理的虐待と定義されるようになった。下泉（2000）は、当時の調査結果から、保育園に通園している被虐待児のうち、関係機関との連絡を取っているのは58%という結果を打ち出した。連携先としては、役所担当課、児童相談所、福祉事務所、保健所、保健センターを挙げ、医療や警察との連携は、ほとんどないと示した。金山(2003)は、保育者への質問紙調査を実施し、保育者は、保護者との信頼関係を気遣い、虐待に関しては慎重な対応を心がけていることを明らかにした上で、早期発見に関する専門的な知識や早期対応に関する知識が必要であるとした。

2003年、『見過ごさないで！子どもたちのSOS 虐待から子どもを守り、保護者を支えていくために』（学習研究社、小林編）が出版され、虐待の定義、保育現場にできること、保護者支援、といった保育現場内における対応が中心に、わかりやすく記された。2004年、保育と虐待対応事例研究会（2000年設立）の編集による『子ども虐待と保育園～事例研究と対応のポイント』（ひとなる書房）が出版され、保育と虐待対応研究会による具体的な児童虐待事例についての対応例を丁寧に紹介している。2004年、春原らによって、『保育者は幼児虐待にどうかかわるか』（大月書店）が出版され、千葉県および東京都内の保育者「子ども虐待」に関する実態調査の結果を基に、まとめられている。春原らの著によると、保育者の70%が児童虐待を受けている可能性がある子どもの「きざし」と出会っており、保育者の74%が児童虐待を行っている可能性のある保護者の「きざし」と出会っているが、児童虐待対応ケースとして関わっているのは4割弱程度、保育者が「児童虐待」として認知されるには、痣や傷が絶えない子どもなど、明らかなものに留まっていることを明らかにしている。先述したとおり、2004年の児童虐待防止法の改正までは、通告義務の範囲が「虐待の疑い」が含まれていないことも大きいと考えられる。

### (3) 2006（平成18）～2010（平成22）年

2006年～2010年に、本論で抽出できた文献は8本。保育士への意識調査、保育現場への期待や役割以外にも、新任保育士や保育者養成校の学生を対象とした研究もみられる。2006年には、認定こども園法が制定され、認定こども園が創設された。2008年には、幼稚園教育要領の改訂と保育所保育指針の改定と、はじめて同時に改訂（改定）された。2009年には、保育と虐待対応事例研究会編による、2004年出版の続編『続・子ども虐待と保育園—事例で学ぶ対応の基本—』（ひとなる書房）が出版された。2010年、総務省による「児童虐待防止等による意識調査」（対象に保育所を含む）が実施されている。

### (4) 2011（平成23）～2015（平成27）年

2011年～2015年に、本論で抽出できた文献は13本で

ある。児童虐待防止法が施行されて10年経った上の実態調査が目立ち、保育者の対応の困難が報告されている。保育者のツール開発研究として、笠原（2011）のチェックリスト作成の試みがある。2012年、総務省による「児童虐待防止等に関する政策評価」により、教育・保育現場からの相談件数は増加しているものの、虐待のおそれを認識しながら、児童相談所に通告していない事例等があることが報告された。同年、子ども子育て支援法が成立し2014年度から子ども・子育ての新制度がスタートしている。2013年、保育・学校現場での虐待対応研究会編による『保育者・教師に役立つ子ども虐待対応実践ガイド』（東洋館出版社）が出版され、気づき・発見、確認—通告への判断—、通告、連携、と、保育者の児童虐待対応に係る対応の詳細がまとめられている。

### (5) 2016（平成28）年～現在

2016年～現在までに、本論で抽出できた文献は6本である。コラボレーション、連携、といったキーワードが目立つ。保育現場では対応できない状況にある困難ケースの存在、関係機関との協働・連携の必要性、西森ら（2016）の心理士とのコラボレーションについて等の文献が登場する。2017年、全国社会福祉協議会の子どもと保護者の支援ガイドブック作成検討委員会による『気づく かかわる つなげる—保育者のための子どもと保護者の育ちを支えるガイドブック—』が出版され、事例を基に、「気づきのポイント」「かかわりのポイント」「つなぎのポイント」について解説されている。また、2017年、加藤による『虐待から子どもを守る！～教師・保育者が必ず知っておきたいこと』（小学館）が出版され、児童虐待の現状、定義、背景、被害、発見、対応についてまとめられている。

## 5. まとめ

保育現場は、1876（明治9）年に、創設された東京女子師範学校附属幼稚園、1890（明治23）年に、赤沢鍾美夫妻によって開設された託児所、このふたつから始まったとされる。幼稚園は、上級階級の家庭の子どもた



ちを対象とした「幼児教育」が展開され、保育所では、「保育に欠ける」<sup>5)</sup>、何らかの理由で、十分な保育を保護者から受けられない乳幼児とその保護者の支援をしてきた。「保育に欠ける」理由の中には、保護者（父母）の就労や疾病、家庭の経済的な問題などが背景にあった。城戸<sup>6)</sup>は、著書『幼児の教育』（1954）の中で貧困児童の問題を取り上げており、環境的障害の除去や不良家庭の改善をあげている。「保育」は、城戸の著書（1954）の頃から、すでに子どもの育ちを保障するだけでなく、子どもと保護者の生活を支援する役割を担うことが期待されていた。保育現場における児童虐待対応に関連する先行研究では、保育所や保育士を対象とした研究が多く、幼稚園や幼稚園教諭を対象にした研究は比較的少ない。保育所保育指針に明示された「保護者支援」も、幼稚園教育要領では、第3章第1内の「障害のある幼児の指導」のところで、家庭や医療・福祉などの関係した機関との連携が示され、第3章第2内の「家庭や地域との連携」を示すに留まっている<sup>7)</sup>。2012（平成24）年に、子ども・子育て関連3法が成立し、2015（平成27）年から「子ども・子育て新保育制度」がスタートしたことで、幼稚園と保育所の一体化が目指され、認定こども園が制度化された。今後、似て非なる「幼稚園」と「保育所」が、国は、徐々に「こども園」として一体化していくことを期待しているが、現段階では、それぞれの制度が残り、一体化が進んでいるとは言い難い。今後子どもと保護者の支援もよりいっそう必要とされていくだろう。それらを担う「保育士」と「幼稚園教諭」から「保育教諭」への一体化についても、単に双方の資格が取得しやすくする等だけではなく、保育内容についても、質の向上をスムーズに進めていく必要がある。

1990年（平成2年）の1.57ショックから、日本では、様々な少子化対策と子育て支援対策を実施してきた。最初の取り組みとしては、母親の就労を支援する形での保育所数や保育時間数の増加を施策に盛り込んだ。その後、共働き家庭だけでなく、核家族化や地域の希薄化が進む等の社会変化に伴う、家庭で一人、子育てをする母親の「子育て不安」「孤育て」を予防するために、地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等の施策に取り組んできた。最近では、母子保健法の改正（2016）による「子

育て世代包括支援センター」の法定化が記憶に新しい。児童虐待対応についても、重篤ケースになる前の予防対策にも重点が置かれていくため、保育現場においても、それに対応できる人材育成が急務である。

保育士資格は、2001（平成13）年法定化（国家資格化）され、所属している子どもの保育だけではなく、地域の子どもと保護者の支援を担う役割が保育士に付与された。同時期には、増加の傾向がみられはじめた児童虐待を対応するために、児童虐待防止法が制定されている。児童虐待防止法が制定された2000（平成12）年以降、保育現場における児童虐待対応に関連する研究が増えた。保育所の児童虐待対応の実態や、保育者の意識や認識についての調査が多くみられ、保育現場での児童虐待の判断や通告に戸惑う実態が示唆されている。

2004（平成16）年の児童虐待防止法と児童福祉法の改正では、「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」へ通告義務が拡大された。そのため、日々、子どもと保護者と接することの多い、保育者による児童虐待の早期発見や保育現場による早期対応への期待は膨らんだ。その反面、児童虐待が疑われる段階で通告できることを認識していても、保護者との関係性を考えると、明らかに児童虐待という判断がつくまでは、通告・相談への戸惑いを保育者は感じていること、心配なケースの段階で、関連機関に相談・通告しても、関連機関に保育現場が思うように動いてもらえないことから、児童虐待の実態が明確になるまでは相談・通告しないとする傾向が報告<sup>8)</sup>された。「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」への通告義務の拡大は、結局、保育者としては、子どもや保護者が、どのような状況になった時点で関連機関へ通告・相談すれば良いのかが曖昧で、改正前と同じく、児童虐待の実態が明らかになるまでは、保育現場内で「見守る」「抱え込む」という形になっている可能性がある。このままでは、つなぐべき支援がつながらず、保育現場と関連機関との連携・協働が上手くいかず、また、重篤になるケースを見逃す結果になっているのではと危惧される。

現在、各自治体が発行している児童虐待マニュアルやチェックシート、著書で示されている児童虐待対応として、児童虐待の種別の説明、子どもや保護者のどのような「きざし」「あらわれ」を発見した時に児童虐待が疑

われるのか、その際の対応の流れ、といった児童虐待対応の知識や保育現場内外の対応方法が明らかになっているものが多く発行・出版されている。これらは、保育現場の保育者にとって、とても役に立つ情報である。しかしながら、どこの時点で、どのような情報を根拠に、相談・通告すれば良いのかが見えにくく曖昧なものが多い。その結果、支援の停滞は起きているのではないかと考えられる。

野澤ら(2016)の調査によると、保育所は、特に「児童虐待」の要支援家庭に対する連携機能が高いことが報告されている。保育現場と関連機関がつながることで、より支援体制が強化されるのである。保育現場と関連機関との支援のつなぎ目に明確な線を引くことができないにしても、せめて、ケースの抜け落ちだけは避けたい。この対応策として、2016(平成28)年の児童福祉法の改正では、新たに保育士を含め、児童に関わる教育者や保育者に対して、要支援児童の情報を市町村に提供することを努力義務とした。しかしながら、まだ具体的な提供すべき情報の内容や提供方法等が明らかになっていない。これらの保育現場における具体的な児童虐待対応や他機関連携に関する研究は、笠原(2011, 2014, 2016, 2017,)の研究等が進んできているものの、他機関との連携やコラボレーションといった研究は、本研究において、まだ、数が少ないことが確認できた。今後、保育現場における児童虐待対応の研究について、笠原らの先行研究をはじめ、今回「CiNii Articles」で検索されなかった文献についても、探求していくのと、保育現場が支援を他機関へつなぐ際の接続部分についての研究を、さらに進めていきたい。

## 注 釈

- 1) 平成27年度福祉行政報告例結果の概要(厚生労働省, 2017)から引用した確定数値である
- 2) 研究目的・方法・結果が明記されている学会発表を含む文献のことである
- 3) 平成28年 社会福祉施設調査(厚生労働, 2016)から引用した数値である
- 4) 平成28年 学校基本調査(文部科学省, 2016)から引用した数値である
- 5) 平成27年の児童福祉法の改正までは、「保育所」の定義は第39条第1項「保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする

施設」と示されていた。

- 6) 城戸幡太郎(1893年~1985年)教育学者
- 7) 幼稚園教育要領(2008, 文部科学省)第3章の第1・第2に示されている
- 8) 児童虐待の防止等に関する意識等調査(総務省, 2010)や児童虐待の防止に関する施策評価(総務省, 2012)によって報告されている

## 参考文献

- 奥山真紀子・浅井春夫編(1997):「保育者・教師のための子ども虐待防止マニュアル」, ひとなる書房
- 城戸幡太郎(1954):「幼児の教育」福村書店
- 小林登監修(2008):「いっしょに考える子ども虐待」明石書店
- 小林留美(2003):「見過ごさないで!子どもたちのSOS虐待から子どもを守り, 保護者を支えていくために」, 学習研究社
- 子どもと保護者の支援ガイドブック作成検討委員会(2017):「気づくかかわる つなげる」, 全国社会福祉協議会
- 関口はつ江(2012):「保育の基礎を培う保育原理」, 萌文書林
- 社会福祉の動向編集委員会(2017):「社会福祉の動向2017」, 中央法規
- 庄司順一(2001):子ども虐待の理解と対応, フレーベル館
- 野澤義隆・大内義広・戸田有一・山本理絵・神谷哲司・中村強士・望月彰(2016)「要支援家庭のための関連機関・団体の連携状況—全国自治体調査結果から—」心理科学第37巻第1号
- 春原由紀・土屋葉(2004):「保育者は幼児虐待にどうかかわるか」, 大月書店
- 保育と虐待対応事例研究会(2004):「子どもと虐待と保育園～事例研究と対応のポイント」, ひとなる書房
- 保育と虐待対応事例研究会(2009):「続・子どもと虐待と保育園～事例研究と対応のポイント」, ひとなる書房
- 保育・学校現場での虐待対応研究会編(2013)「保育者・教師に役立つ子ども虐待対応実践ガイド」, 東洋館出版社
- 森上史郎・大豆生田啓友編(2013):「よくわかる保育原理」ミネルヴァ書房

## 参考資料

- 官報(2017)号外第69号P265-P277, 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号
- 官報(2017)号外第69号P446-P457, 厚生労働省告示第117号
- 官報(2017)号外第70号P3-P14, 文部科学省告示第62号
- 厚生労働省ホームページ<http://www.mhlw.go.jp/>
- 児童虐待の防止等に関する意識等調査(総務省, 2010策定)
- 児童虐待の防止に関する施策評価(総務省, 2012報告)
- 児童虐待対応の手引き(厚生労働省, 2013改訂版)
- 福祉行政報告例(厚生労働省, 2017報告)
- 保育所保育指針(厚生労働省, 2008)
- 幼稚園教育要領(文部科学省, 2008)
- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(内閣府・文部科学省・厚生労働省, 2014)